

北九州市監査公表第12号

令和6年7月19日

北九州市監査委員	中 西 満 信
同	廣 瀬 隆 明
同	村 上 幸 一
同	奥 村 直 樹

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている教育委員会所管団体のうち、次の4団体を抽出し、令和4年度及び令和5年度（令和5年4月から同年10月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

（令和5年10月31日現在、単位：千円）

補助金等交付 団体名称	補助金等名称	4年度 交付額	5年度 交付額	所管課
学校法人 明治学園 （明治学園小学校、 中学校、高等学校）	私立学校振興 助成補助金	5,457	0	企画調整課
学校法人 九州国際 大学 （九州国際大学附属 中学校、高等学校）	私立学校振興 助成補助金	6,598	0	企画調整課
北九州の企業人に よる小学校応援団	北九州の企業人 による小学校応 援団負担金	5,500	5,500	学校教育課
北九州市中学校文化 連盟	中学校文化連盟 運営費補助金 ほか	10,660	2,000	生徒指導課

※5年度交付額は、令和5年10月31日現在の交付済額。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている総務市民局及び教育委員会所管の指定管理者のうち、次の3団体を抽出し、令和4年度及び令和5年度（令和5年4月から同年10月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	指定期間	所管課
公益財団法人 アジア女性交流・ 研究フォーラム	男女共同参画 センター	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	総務市民局 女性の輝く 社会推進室
日本施設協会・ 図書館流通センター 共同事業体	小倉南図書館 小倉南図書館 曾根分館	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	教育委員会 中央図書館 運営企画課
株式会社 日本施設協会	若松図書館 若松図書館 島郷分館	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	教育委員会 中央図書館 運営企画課

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和5年11月6日から令和6年5月29日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。